

上里町起業支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上里町の産業の振興及び活性化を図ることを目的として、町内で起業する事業者に対し、上里町起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を初期費用として交付するものとし、その交付に関しては、上里町補助金等の交付手続等に関する規則（平成3年上里町規則7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所 事業の用に供するために直接必要な建物、土地及びその附属施設をいう。

(2) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく場合を除く。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社を設立し、代表者となり、新たに事業を開始する場合

ウ 町外に事業所を有し事業を営んでいる個人が新たに町内に事業所を設置し事業を開始する場合

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、町内で起業する者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請前の直近5年間に於いて、起業する事業に3年以上の実務経験を有する者又はこれと同等以上の技能等を有すると町長が認める者

(2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき、町が認定を受けた創業支援等事業計画に位置付けられた特定創業支援等事業を受けたことが証明された者

(3) 申請時及び実績報告時（以下「申請時等」という。）に町内に住所を有する個人又は本店の所在地が町内に存する会社とする。ただし、町内に住所を有しない個人であっても、申請時等に町内に住所を有している者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4号第1項に規定する被保険者である者とする。）を新規で1年以上雇用する見込みがあるときは、町内に住所を有する者とみなす。

(4) 日本標準産業分類（平成26年4月1日施行）に定める次の事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種を除く。）を営む者

D 建設業、E 製造業、G 情報通信業、H 運輸・郵便業、I 卸売業・小売業、L 学術研究、専門・技術サービス業、M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、R サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業）

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者から除く。

(1) 町税等に滞納がある者

- (2) 当該事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (3) 上里町暴力団排除条例（平成24年上里町条例第24号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員である者
- (4) 上里町企業誘致条例（平成21年条例第26号）第7条に基づき、奨励金の交付申請をする者又は交付申請をした者
- (5) その他町長が適切ではないと判断する事業を実施しようとする者
（補助金の内容等）

第4条 補助金の内容、対象経費及び補助金額は、別表1のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の申請は、補助金の内容ごとに1回限りとする。ただし、補助対象事業が事業開始年度を超えて実施される場合は、次年度においても、当該事業開始年度に交付した補助金に係る補助対象経費を除く経費について補助対象として、申請することができる。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、個人の場合は開業届における開業の日から、会社設立の場合は商業登記簿における会社成立の日から1年までに上里町起業者支援事業補助金交付申請書（様式第1-1号～1-4号）を町長に提出しなければならない。ただし、建築等工事費補助事業の申請を行う者は、着工日までに町長に申請をするものとする。

（交付決定及び通知）

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに交付の可否を決定し、上里町起業者支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は上里町起業者支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 町長は、前条の規定による交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（内容の変更）

第8条 補助事業者は、補助金交付決定後に次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ上里町起業者支援事業補助金変更（廃止）交付申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の金額又は内容を変更する場合
- (2) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合
- (3) 補助事業を廃止する場合
- (4) 補助事業の実施時期を変更する場合
- (5) その他補助事業者に係る事項を変更する場合

- 2 前項で申請があった場合は、第6条の規定を準用するものとする。

- 3 町長は、変更を承認したときは、速やかに補助事業者に対して上里町起業者支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、上里町起業者支援事業補助金実績報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期日については、別表2のとおりとする。

(補助金の確定通知)

第10条 町長は、前条の規定により実績報告があったときは、速やかに審査を行い、適当と認められたときは、補助金の交付額を確定し、上里町起業者支援事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定により上里町起業者支援事業補助金交付確定通知書を受けた者は、上里町起業者支援事業補助金交付請求書(様式第8号)により町長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付時期)

第12条 町長は、前条の規定に基づく上里町起業者支援事業補助金交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、第6条の規定による上里町起業者支援事業補助金交付決定通知書に基づき、補助金の交付決定金額の範囲において、補助金を概算払又は前金払により交付することができる。

(取消し)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する補助事業者になくなったとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(3) その他町長が特に必要があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、上里町起業者支援事業補助金交付取消通知書(様式第9号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金の交付を受けた者がいるときは、当該補助金額に相当する金額の全部又は一部を返金させることができる。

(現地調査)

第15条 町長は、必要があると認めたときは、補助金の交付対象となった事業所について現地調査を行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 企業者支援事業補助金要綱(平成31年上里町告示第19号)の失効前に行われた申請については、なお従前の例により処理するものとする。

(失効)

3 この告示は、平成8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた者については、この告示の失効後もなおその効力を有するもの

とし、同日までの補助金申請については、失効前の例により処理するものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年1月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

補助金の内容	対象経費	補助金額
家賃及び土地使用料補助事業	当該事業所の月々の家賃及び土地使用料(敷金、礼金、仲介手数料等賃貸契約に関する諸経費を除く。)のうち交付決定した月から12ヵ月間	当該事業所の月々の家賃及び土地使用料の合計金額に3分の1を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。
建築等工事費補助事業	当該事業所の新規出店時の外装・内装・設備・看板等の改装に要する工事費(※)	対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。

(注)

- ・ 住居兼店舗・事業所については、店舗・事業所専有部分に係るもののみに。明確に区分できる構造になっているものに限る。
- ・ 対象とならないもの…消耗品、不動産の購入費、中古品の購入費、車両の購入費、汎用性が高く使用目的が本補助事業の遂行に必要なものか特定できないもの(例: 机、椅子、パソコン、カメラ等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの)

別表2 (第9条関係)

補助金の内容	実績報告書の提出期日
家賃及び土地使用料補助事業	4月から6月分までの家賃及び土地使用料の支払については、6月末日までに、7月から9月分までの家賃及び土地使用料の支払については、9月末日までに、10月から12月までの家賃及び土地使用料の支払については、12月末日までに、1月から3月までの家賃及び土地使用料の支払については、3月末日までに町長に実績を報告する。
建築等工事費補助事業	建築等工事が完了した日から30日以内又は完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに町長に実績を報告する。